

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2019年12月5日

【四半期会計期間】 第43期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

【会社名】 五洋インテックス株式会社

【英訳名】 GOYO INTEX CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宮原雄一

【本店の所在の場所】 愛知県小牧市小木五丁目411番地

【電話番号】 0568(76)1050

【事務連絡者氏名】 専務取締役 梅野拓実

【最寄りの連絡場所】 愛知県小牧市小木五丁目411番地

【電話番号】 0568(76)1050

【事務連絡者氏名】 管理部長 野村大

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は2019年11月14日に第43期第2四半期報告書（自 2019年7月1日 至2019年9月30日）を提出いたしましたが、監査法人によるレビュー実施状況について、監査法人との認識の相違により、レビューが未了のものを提出したため、添付しております独立監査人の四半期レビュー報告書の一部を訂正する必要性が生じたことから、これを訂正することと致しました。

これにより、当社は2019年11月14日に提出いたしました第43期第2四半期報告書の記載事項について、2019年12月5日に提出いたしました四半期報告書の訂正報告書にて一部訂正を行いましたが、独立監査人の四半期レビュー報告書を添付しておらず、さらに四半期レビュー報告書を訂正するに至った理由が記載されていなかったため、改めて訂正する必要があると判断し、これらを訂正するため、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

<独立監査人の四半期レビュー報告書>

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

（訂正前）

独立監査法人の四半期レビュー報告書未添付

（訂正後）

独立監査法人の四半期レビュー報告書添付

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年11月25日

五洋インテックス株式会社

取締役会 御中

監査法人 コスモス

代表社員
業務執行社員 公認会計士 新開 智之

業務執行社員 公認会計士 小室 豊和

業務執行社員 公認会計士 相羽 美香子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている五洋インテックス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2019年7月1日から2019年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、五洋インテックス株式会社及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的な営業損失を計上しており、当第2四半期連結累計期間において重要な営業損失を計上している状況である。また、金融機関からの新たな資金調達が困難な状況にある。以上のことから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由について

は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。